

静岡県立大学客員共同研究員規程

平成19年4月1日 規程第80号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日、令和3年4月1日、令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学法人静岡県立大学及び同短期大学部（以下「本学」という。）における客員共同研究員の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(客員共同研究員)

第2条 学外の学術研究者との交流を図ることによって、学術研究の進展に寄与するため、本学において、専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受け入れることができる。

2 客員共同研究員は、次の者とする。

- (1) 本学の教授、准教授、講師又は助教に準ずる資格を有する者
- (2) 前号以外の者で、教授会、研究科委員会又は研究院委員会の議を経て学長が認めた者

(条件)

第3条 客員共同研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れる。

- (1) 本学の教員が、学外の学術研究者と共同研究契約に基づき共同研究をする場合
- (2) 本学の教員が、特定の研究の発展のために、学外の学術研究者の協力を必要とする場合
- (3) 前各号に準ずる場合

(申請及び承認)

第4条 客員共同研究員を受け入れようとする教員は、客員共同研究員受入申請書（様式第1号）により、その所属する学部、研究科又は研究院の長（以下「学部長等」という。）を経由して、学長に申請するものとする。

2 前項の申請があった場合、学部長等は、教授会、研究科委員会又は研究院委員会の議を経て学長に提出するものとする。

3 学長は、第1項の申請に基づき受入れを承認したときは、客員共同研究員受入承認書（様式第2号）を、学部長等を経由して申請者に送付するものとする。

(安全保障輸出管理に係る確認)

第5条 客員共同研究員を受け入れる教員は、前条第1項の申請をする際に、客員共同研究員として受け入れようとする者について静岡県立大学法人安全保障輸出管理規程（令和3年規程第196号）第9条に定める事項を事前に確認しなければならない。

(研究期間)

第6条 研究期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長することができる。

2 前項の延長申請手続は、第4条を準用するものとする。

3 受入期間終了後は、客員共同研究員であった者は、客員共同研究員としてその研究活動を行ってはならない。この場合において、客員共同研究員の名称も使用してはならない。

(身分の取扱い)

第7条 客員共同研究員と静岡県公立大学法人との間には、身分関係は生じないものとする。

2 客員共同研究員には、給与その他の給付は支給しない。

(遵守事項)

第8条 客員共同研究員は、本学の所定規則を遵守しなければならない。

(施設の利用)

第9条 客員共同研究員には、研究に必要な範囲内で施設、設備の無償利用を認めることができる。

2 客員共同研究員は、前項の規定による利用に当たっては、本学の発行する客員共同研究員受入承認書の写しを携帯し、必要に応じ、関係者にこれを提示しなければならない。

(損害賠償の請求)

第10条 客員共同研究員の故意又は過失により生じた研究活動中の事故等の損害につき、本学はその責任を負わない。ただし、本学に帰責事由の存するときはこの限りでない。

2 学長は、客員共同研究員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、当該客員共同研究員又は当該客員共同研究員が所属する機関等にその損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(承認の取消し)

第11条 学長は、客員共同研究員が本学の所定規則に違反し、又は本学の教育研究活動に重大な支障を与えたと認めた場合は、受入れの承認を取り消すことができる。

2 客員共同研究員を受け入れている教員が静岡県公立大学法人を退職したとき、当該教員に対しされていた受入れの承認は取り消されたものとみなす。

(知的財産権等の取扱い)

第12条 客員共同研究員が本学において行った研究活動により生じた発明等の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、静岡県公立大学法人職員の職務発明等に関する規程（平成19年規程第17号）を準用する。

(労務及び安全管理)

第13条 客員共同研究員の労務及び安全管理は、当該客員共同研究員又は当該客員共同研究員が所属する機関の長の責任において行う。

(受入教員の責務)

第14条 客員共同研究員を受け入れている教員は、客員共同研究員の活動について、関係法令及び所定規則に則し適正に行われるよう指導及び監督をしなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるほか、必要な事項は学長が別に定める。

(庶務)

第16条 この規程に関する事務は地域・産学連携推進室が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前に、客員共同研究員として受入れられている者は、この規程により受入れを許可された客員共同研究員とみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前に、客員共同研究員として受入れられている者は、この規程により受入れを承認された客員共同研究員とみなす。

様式第1号

客員共同研究員受入申請書

年 月 日

静岡県立大学長・静岡県立大学短期大学部学長 様

(申請者所属学部等・職・氏名) 印

(所属学部長等氏名) 印

下記の者を本学の客員共同研究員として受入れをしていただきたく、申請します。

記

ふりがな 氏名		性別	
		生年月日	年 月 日
現住所			
新住所			
所属機関及び職名			
最終学歴			
研究歴及び 職歴の概要			
研究題目			
研究期間	年 月 日	受入れ 研究室名	
	年 月 日		
添付書類	1 研究業績目録 2 誓約書		

注) 1 新住所(予定)は、客員共同研究員となった後の住所を記入すること。

様式第2号

客員共同研究員受入承認書

年 月 日

様

静岡県立大学長・静岡県立大学短期大学部学長

年 月 日付で申請のあった客員共同研究員の受入れについては、
下記のとおり承認します。

記

ふりがな 氏名		性別	
		生年月日	年 月 日
受入期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
受入研究室 及び教員			
研究題目			
備考			